

# 派遣「労使協定」、厚労省が来年度の一般賃金水準を公表

厚生労働省は8月、派遣元が「労使協定方式」を採用する際に用いる来年度適用分の職種別一般賃金水準をホームページに公表しました。昨年4月施行の改正労働者派遣法に基づく対応です。職業安定局長が各都道府県労働局長あてに発令する「局長通達」として示しました。来年度適用分の一般賃金水準については、「原則通り、直近の令和2（2020）年（度）の統計調査等を用いる」とし、雇用の維持・確保の観点から昨年設けた「前年度通達の水準を維持する「例外的対応」は継続しません。改正派遣法の施行から来年度で3年目を迎えますが、新型コロナの影響などで運用方法が変わるため、毎年、動向に注意が必要です。

**厚** 労省は昨年、「新型コロナウイルス感染症拡大が経済と雇用に与える影響を見極めたい」として、対応策を検討。その結果、「原則として直近の統計調査を用いる」とする一方で、職種・地域ごとに一定の要件を満たし、労使で合意した場合に限り、「今年度適用している水準を用いることも可能」とする例外的対応も示しました。

これに対して今年、(1) 20年（度）の統計調査には新型コロナの影響が反映されている (2) 直近の派遣労働者の雇用者数（今年4～5月）は前年同月、前々年同月ともに増加——を理由に「例外的対応」の措置をとりません。

いわゆる「同一労働同一賃金」に伴う昨年4月施行の改正労働者派遣法は、派遣労働者の賃金や待遇について「派遣先均等・均衡」か「派遣元の労使協定」のいずれかの待遇決定方式を義務化。この選択制2方式のうち、「労使協定方式」を選んだ場合には、局長通達の一般賃金水準より同等以上であることが要件となっています。

施行2年目の現在運用されている水準は、コロナ禍前の「2019年賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金」（賃構統計）と、「2019年度職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額」（ハロワ統計）の2種類が基になっています。

今回公表された来年度適用分は、20年の賃構統計と20年度のハロワ統計が基となり、一般賃金水準に用いる各指数も更新されています。中身を見てみると、能力・経験調整指数については全体として横ばいかやや下がる職種が多い傾向がみられます。

もちろん、いずれの統計を用いるかによって数値は異なり、一般賃金の水準自体は職種ごとに上がったたり下がったりしているため、実際に適用される一般賃金の内容を必ず確認する必要があります。

来年度の一般賃金の概要をまとめると、

- (1) 賞与指数 0.02（変更なし）
- (2) 能力・経験調整指数 変更
- (3) 学歴初任給との調整 12.6%→12.7%
- (4) 一般通勤手当 74円→71円
- (5) 退職金割合 6%（変更なし）

## 「賃構統計の集計方法」「地域指数の算出方法」も変更

2つの統計を基に職種別一般賃金水準をはじき出すのですが、そうした集計方法などには「乱高下のない安定した運用につながる賃金水準」が望ましいという観念に立ち、今回新たに「賃構統計の集計方法」と「地域指数の算出方法」を変更しています。

「賃構統計の集計方法」では昨年、サンプルサイズが小さいためにバラつきが大きくなることを回避するため、初年度の単年サンプルをやめて過去3年分の統計値を用いた算出に切り替えました。しかし、20年の賃構統計調査で職種区分が変更（新設・統合・適用職種の見直し）され、従来の129職種から144職種に拡大。この余波で過去3年分の統計をとれない職種が発生し、整合性をとるために単年ベースとしています。ただし、来年度は新たな区分で過去2年分、再来年度は過去3年分で算出する方針です。

また、「地域指数」は地域の物価などを反映する目的で算出していますが、新型コロナの影響で企業や工場の設立、逆に閉鎖といった突発的な動きが、ハロワ管内の特定の求人賃金に大きく影響を与える事象が散見されたことから、極端な変化を避けるため、これまでの「求人賃金による平均賃金額から算出」を「過去3年度分（今回は18～20年度）における各年度の賃金額の平均から算出」に切り替えました。

導入前から「複雑かつ難解」（労政審公益委員）との指摘も挙がっていた改正派遣法の「労使協定方式」だけに、現場では派遣元と派遣先の連携と理解が不可欠となっています。

## 雇調金などの特例、11月末に延長

新型コロナウイルスの急拡大に対応する緊急事態宣言の延長・拡大を受け、厚生労働省は、企業の休業手当を支援する雇用調整助成金（雇調金）などの各種支援措置を9月末から11月末まで延長すると発表しました。

雇調金の場合は、緊急事態宣言とまん延防止等重点措置の対象地域で、労働者1人あたりの日額上限を1万5000円、助成率を最大10割とする特例を延長。対象地域以外では日額上限は1万3500円、助成率は最大9割とします。

雇調金のほかに低所得家庭を対象にした自立支援金、緊急小口資金の特例貸し付けも同様に延長します。

取材・文責 株式会社アドバンスニュース



製造請負優良適正事業者 第 2010001(04) 号  
令和元年度厚生労働省受託事業  
請負事業適正化・雇用管理改善推進事業  
製造請負優良適正事業者認定制度

株式会社 平山 TEL:03-5783-3571 (代) <http://www.hirayamastaff.co.jp>  
東京本社：〒108-0075 東京都港区港南 1-8-40 A-PLACE 品川 6階

